

鈴木秀和議員からの一般質問

【リニア工場の残土置き場問題について】

○鈴木議員

瑞浪市大湫町の問題を受けまして、昨年5月にJR東海との交渉をストップして10ヶ月です。瑞浪市大湫町の問題は、県の環境影響評価審査会でこれまで8回審議され、私もずっと傍聴しています。原因は概ね明らかになってきましたが、建物の沈下は今も続いています。直近の新聞記事（2月22日）では、9.4cmの沈下という記事があります。湧水を止め井戸水を元のように復活させてほしい、という地元の要望に対して、JR東海からは提案どころか、解決策はないとの回答であり、目途が立たない状況です。この審査会には、役場の職員の方も傍聴されておりますので情報は共有されているかと思えます。町長は、JR東海との協議再開は、瑞浪市における地下水位低下事案に関わる対応に答えられる状況になってからと言われ、またトンネル工場の着手はJR東海から工事施工の保全計画の提出を受けてから協議すると言われております。確かにそうですが、大湫の地下水位低下事案はトンネル工事によるものであり、発生土置き場の問題を片付けておかないと、工事着手の話にはならないと思えますが、いかがでしょうか。厳しい言い方をさせていただきますと、瑞浪問題を理由に、少しばかりの事前調査を行った以外、ここ10ヶ月間何もしていないと言われても仕方のない状況ではないでしょうか。今般の県知事選で江崎新知事が誕生しました。知事は、人口減少が進む中、リニア中央新幹線を生かしたまちづくりを訴え、「東京中津川を結ぶリニア中央新幹線は、ドラえもんどこでもドアだ」というような発言があり、建設推進の立場のようです。瑞浪市大湫問題をはじめ、県内のリニア問題に対し、どのように向き合い推進をされるのかはこれからですが、先日の新聞記事によれば、瑞浪市大湫問題について、「やれるのはJR東海に対して意見を述べる事。古田知事と変わらない。そこを超えて何かを要望するのは市が中心になる。」と言われております。御嵩町としても、ただ待つだけではなく動くべきではないでしょうか。いや、そんなことはない。議員の指摘は当たらない、まだ申し上げる段階ではないが、色々やっています、というようなことでありましたらすみませんが訂正します。しかし逆に議会に対して事前の説明、相談等がないまま、概ね決めてしまっからの報告、説明というような流れが多いように感じています。それは私だけでなく、他の議員からもそんな声を聞きます。ぜひそのようなことが無いようお願いを申し上げます。さて、12月定例会の一般質問でリニア関連全体について質問しましたが、その中で2点確認をしたいと思えます。

1点目、重要湿地と認められる場所と発生土置き場との関係についてです。町長は、重要湿地に明確な線引きがないと言われましたが、その認識は間違っています。御嵩町が第1回から第5回のフォーラムにおける協議事項をまとめた一覧表に、「重要湿地勉強会も踏まえ、置き場計画は重要湿地の中にも含まれる。」と書かれています。また、JR東海の中央新幹線環境影響評価書、平成26年8月に基づく事後調査報告書（令和4年度版）。これの3-11項には、「フォーラムを進める中で当社（JR東海）は、発生土置き場計画地が環境省の選定

する生物多様性の観点から重要度の高い湿地(以下、重要湿地と言います)に含まれることを認識した。」とあり、さらに「東濃地域湧水湿地群の中には、美佐野ハナノキ湿地群と呼称されている湿地群が存在すること、重要湿地に法的、制度的な範囲は存在しないが、有識者意見によると、美佐野ハナノキ湿地群においては、集水域山林を含む一帯全てを湿地群とみなすのが妥当だとのことであった」と書かれています。つまり、重要湿地は押山川と木屋洞川に挟まれたエリアであり、置き場候補地A、Bは重要湿地に含まれるということです。そのような認識で町長はよろしいでしょうか。その点を確認いただき、その上で保護保全を検討する必要があるということです。繰り返しになりますが、保護保全の1丁目1番地は回避です。ぜひ頭に入れておいてください。

2点目の質問です。健全土の置き場について、町長は、「それぞれの自治体は少なくとも地域内で発生した健全土の受け入れ、もしくは置き場確保に向けた対応を行っており、一定程度保全が確保されることを前提に、健全土の受け入れはやむを得ず、J R東海に対し最大限の改変エリアの縮小検討や湿地環境への影響低減、保全モニタリングを求める。」と言われました。環境を重視する言い回しですが、少し矛盾した内容になっていませんか。健全土の量は試算されています。発生土全体の90万 m^3 から要対策土の見込み数量22万 m^3 を差し引いた68万 m^3 が健全土です。これを置こうとしているわけですが、改変エリアの最大限の縮小検討を要求すれば、置き場面積が減るわけですから、盛土の高さを高くしないと先ほどの量が置けません。盛土の計算から、そうそう高くできるものではないので改変エリアを最小限に主張するなら、美佐野の候補地以外の置き場を確保する、もしくは町外の置き場に持って行っていただくしかないのではないのでしょうか。何度も申し上げますが、発生土をその自治体で受けなければならない法律も決まりもルールもありません。改変エリアの最大限の縮小を求めるなら、J R東海に対し、別途置き場を確保するよう申し入れるか、町の方で探すしかないのではないのでしょうか。町としてそのような探索はされているのでしょうか。J R東海は発生土を置くのはお願い事であるとはっきり言っています。全く受け入れないとは言いませんが、できる範囲での対応はするが重要湿地を潰してまで対応する必要はないと思うのですが、いかがでしょうか。特に候補地Bは重要湿地であり町有地です。町が自ら重要湿地を破壊するような行為は許されないと思います。

以上、重要湿地の範囲の認識と、2点目が改変エリアの最大限縮小を求めることと健全土を受け入れること、この二つを成り立たせる具体案について、町長の考えを答弁願います。

○町長

質問の1点目についてお答えします。重要湿地の指定につきましては、令和5年2月に町が開催した「重要湿地の保全に関する勉強会」において環境省担当者から選定の考え方などについて説明がございました。平成28年に環境省が重要湿地の一つに指定した「東濃・中濃地域湧水湿地群」の中にはハナノキ等の湿地林構成種が集中的に分布している「美佐野ハナノキ湿地群」が含まれているというのが、環境省から説明のあった重要湿地の範囲につい

での見解でございます。その指定範囲について詳細確認も行いましたが、環境省からこれ以上の見解は示されておられません。一方、いち有識者から「美佐野ハナノキ湿地群」については、法的、制度的な範囲は存在しないものの、押山川と木屋洞川に挟まれた集水域一帯と見なすのが妥当であるとの見解が示されております。美佐野地内の置き場計画地とその周辺には、谷沢を中心にハナノキ等が集中的に分布している場所があることを確認していることから、置き場候補地A、Bがともに重要湿地に含まれる可能性があるとは考えられますが、指定者である環境省による正式な範囲の線引きがない以上、いずれにしても確認はできないとお答えするほかございません。ただし、これまでに答弁しておりますとおり、重要湿地に該当するかどうかに限らず、当地一体は希少動植物の生息・生育地であると認識しておりますので、開発に当たっては自然環境及び生物多様性の保全上、特に配慮が必要であることを、J R東海との共通認識にした上で協議を進めていく考えであることは、ご承知のとおりでございます。

2点目についてお答えします。本町の発生土置き場計画に関する協議方針については、一定程度保全が確保されることを前提に、健全土の受入れはやむを得ないと判断し、J R東海との協議に臨むというものであり、変わりはありません。協議の現状としましては、J R東海に湿地環境への影響低減として、最大限の改変エリアの縮小検討を求めていることを伝達した直後、瑞浪市大湫町地内の地下水位低下を受けた申し入れにより、協議は一時中止しております。改変エリアの縮小に伴う置き場計画以外での実現性はJ R東海と町だけでなく、利害関係者や区域を超える場合にはその自治体との協議・合意一致により決定するものであり、先に伝達した本町の求めに対する回答などを含め、J R東海との協議は今後これからになりますので、現時点で安易に言及することは難しく、ご理解いただきますようお願いいたします。

○鈴木議員

候補地A、Bが重要湿地に含まれるという部分をご認識いただいたということで、線がどこにあるかということよりも、候補地A、Bが重要湿地に含まれる、候補地については重要湿地であるということですので、何かいろいろ言われましたけど、重要湿地であるということで確認いたしました。

それから、先ほど5月にJ R東海に申し入れた内容ですが、1回申し入れたところで中止してしまったわけですが、申し入れた内容というのは、今、町長がおっしゃった最大限の改変エリアの縮小の検討、環境の影響軽減、こういうものと、もう一つが要対策土は持ち出してくださいという部分についても申し入れをしたということで、確認ですが、そういうことでよろしいでしょうか？

○町長

ただいまの点にお答えする前に、先ほど、重要湿地の線引きの話をさせていただきました。

今、重要湿地に含まれるというような結果であるというようなことをおっしゃられました
が、可能性は考えられますが、指定者である環境省による正式な線引きがない上、いずれも
確認ができないという言い方にさせていただいておりますので、お願いいたします。

それから2点目でございますけれども、鈴木議員もう一度お願いします。確認の上、お答
えします。

○鈴木議員

昨年5月、申し入れをされたということで、健全土についての申し入れは最大限の改変エ
リアの縮小検討、環境の影響低減やモニタリングをしてくださいという申し入れをしたと
いうことはお伺いしました。もう一つ、要対策土を持ち出してほしいということも同時に申
し入れたということによろしいでしょうかという質問です。

○町長

失礼いたしました。健全土に関する保全のモニタリング、要対策土の持ち出しという部分
については、申し入れというか、こちらの協議方針として伝えさせていただいております。

○鈴木議員

あんまり質問しても仕方がないですが、候補地は、線引きはないですけど、重要湿地に含
まれるということで、町もJ R東海も認めているわけですから、候補地A、Bは重要湿地で
あるとのことによろしいですか。もうこれで最後にします。

○町長

先ほどから申し上げているとおり、重要湿地にあるという可能性があると考えられます
けれども、指定者である環境省による明確な範囲の線引きがない以上、いずれも確認はでき
ないというお答えをさせていただいております。

○鈴木議員

あんまり何回もやっても仕方がないですけど、先ほど紹介したJ R東海の令和4年度の中
央新幹線環境影響評価書で明確に発生土置き場計画地が重要度の高い湿地に含まれること
を認識したとありますので、そこは町がそうじゃないというのは変な話になりますので、ち
ゃんと認識したということで共通認識にさせていただきたいと思います。

それからもう一つ、置き場の話とトンネル工事の影響の話は別物だということを前から
申し上げておまして、リニア工事をすることは、避けられない中で、その来るべき
トンネル工事に向けて、置き場の協議をしておかないと、トンネル工事が始まったときに置
き場も決まっていないということになります。従って、置き場の協議はするべきじゃないか
なと私は思っています。ちなみに、中津川市と多治見市の間、岐阜県内リニアルートの中で

美佐野トンネルはありますが、美佐野トンネルの西側、久々利トンネルと恵那市の大井第一、大井第二トンネル、この3つは契約もまだしておりません。ですから、全く未着手という状況です。その次に遅いのが美佐野トンネルです。美佐野トンネル以外はもう大体斜坑とか、本坑とか工事をしてはいますが、美佐野トンネルはまだ工事ヤードだけです。本工事に入っていません。従って、契約未了の久々利トンネル、大井トンネルの次に遅いのが美佐野トンネルです。ですから、本当にお尻に火がついてきたときに、バタバタしないようにですね、置き場については、検討をしておくべきだというふうに思いますのでこのあたりをどう考えるのか。ご答弁願います。

○町長

ただいまの質問でございますけれども、事前の準備として置き場計画のあり方、あるいは地質の関係も含めてどのように対応していくかというのはこちら側で整理するということが、検討していくことは可能でございますので、整理しつつ準備はしていきたいと思っております。

○鈴木議員

それではもう一つ、置き場の件ですが、それぞれの自治体は地域内で発生した健全土の受け入れをしていると言われました。確かに瑞浪、可児、多治見それぞれ健全土を受け入れています。その受け入れている場所ですが、全部許可のある民間の残土置き場なんですよ。つまり、何もないそういう許可のないところに盛土して置くというのは少なくとも、瑞浪、可児、多治見ではないんです。美佐野で受け入れるとしたら、処分場の許可を取るようなことをするのでしょうか。それとも事業主は誰としてどういう許可を得るのか。町有地に置こうとするわけですから、町の公的機関として手続き関係がはっきりしていないという印象があるんですけど、この手続き関係については田中部長が詳しいと思っておりますので、もしお分かりであれば手続き関係、実際に盛土するときの手続き関係について教えていただくとありがたいです。

○企画部長

まず、手続き関係の前に、そもそもの発生土量が入るのかどうかというところが、重要になってきます。町有地で土が入るところがあるのかといったところについては、事務局としては確認をいろいろさせていただいたりはしておりますが、なかなか難しいというのが現在の状況でございます。まず、その手続き関係に入る、入らないのところかなというふうに考えております。

○鈴木議員

私の質問の仕方が悪かったようです。美佐野の町有地にもし入れることになった場合の手続きを質問したつもりでした。美佐野の外ではなくて、今、候補地Bに町有地があります

よね。これから協議なんですけど、もし入れるようなことになった場合の手続きはどうなるんでしょうかというのを質問したつもりだったのでお願いします。

○企画部長

候補地Bの町有地に入れるということになりますと、まずはJ R東海と協議が進んで決定していくという前提になりますが、その中で地元の方との合意というのか、地元の方への説明というのももちろんJ R東海の方からあると思います。そういったもので町の方としても納得できるというふうになりましたら、J R東海が県の方に環境影響評価、いわゆるアセスの手続きの書類を提出していくという形になってきます。次に県としての意見をまとめる前に、まずは町への意見照会がありますので、町の意見を返すということになってくるかと思います。そのときには、町の環境審議会で見聞を聞きながら町としての意見を返していくということになってくるという認識であります。

○鈴木議員

一つ言いたいことは先ほど申した通り、瑞浪、可児、多治見で健全土を持って行っているのは、全部民間の残土処分場なんですね。御嵩町で今考えているのは、全然そういうところじゃなくて、単純な山の谷に埋めようということなんですけど、それって残土処分場じゃないんですよ。盛土するだけなんですよ。どうもそこがよく理解できていません。有効利用するために何か盛土するとかっていうことであれば、分からないわけではないんですが、単に残土を持っていくだけですから、それは処分場じゃないかなと思います。その辺の細かい手続きはまたこれからということになるかと思いますが、引き続き、その辺りもよく分かるように手続き関係とか、流れとか、ぜひ説明をしていただくようにお願いします。